

別紙

要 未 案

一 解僱手当並ニ勤続手当支給ノ件

一年未満七十五日 二年未満九十日

三年々 百〇五日 四年々 百二十日

五年々 百三十五日 六年々 百五十日

七年々 百六十五日 八年々 百九十日

九年々 二百十五日 十年々 二百四十日

十年々 二百六十五日 十二年々 二百九十日

二 職勤ニ就テノ件

職勤ハ先望者ニ限ルコト

但シ先望者ニテ職勤スル共千位機械工場  
在職年数ヲ辞令ニ書キ入レルコト

余令職勤ハ絶対ニ行ハヌコト

轉勤命令ニ從ハザル者ト雖モ解雇スル時ハ  
前記ノ解雇手当並ニ勤続手当ヲ支給スルコ  
ト

三 在籍従業員ニ就テノ件

(一) 千位機械工場廃止後土木出張所ニ残留ス  
ル従業員ニ對シテハ千位機械工場ノ在職  
年数ヲ土木出張所在職年数ニ連続スルコ  
ト

ト

(二) 土木出張所ニ千位機械工場在職年数ノ前  
記解雇手当並勤続手当ヲ支給シ新ニ土木出  
張所ニ入職ノ形式ヲ取ラレ度コト

(三) 年数連続ノ時ハ土木出張所ノ辞令ニ明  
ラ